

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

あかいわ地域商社による雇用と賑わいの創出プロジェクト

2 地域姿勢計画の策定主体の名称

赤磐市

3 地域再生計画の区域

赤磐市の全域

4 地域再生計画の目標

(背景と課題)

本市は、白桃やシャインマスカット、幻の酒米「雄町米」、これから醸造される日本酒など高品質な農産物等が育てられる豊かで穏やかな自然環境と、岡山駅・岡山空港まで 30 分、大阪まで高速で 2 時間といった交通の利便性、子育て世代が流入する人口 15,000 人の大規模住宅団地などの地域資源・資産を有している。

一方で、本市を代表する特産物として、例えば、品質の高い白桃やぶどうなどがあるが、生産者による個人向け販売が取扱量の 7 割近くを占めており、その品質は一般には広く認知されておらず、特に首都圏等での認知度が低い状況にある。

また、地域住民自身も、特産品の品質に直接触れることは少なく、これを育てる人や豊かな環境などの魅力について十分な認識を持ちうる機会も少ない。このように、地域の特産物の魅力の発信等が、生産者など個人レベルでの狭い取組にとどまっており、地域が一体となった地域ブランドの形成に至っていない。

なお、このような構造的な課題については、総合戦略の具体的な施策展開に向けた関係者の検討会議等においても指摘を受けているほか、これを打開するための活動についても、経営感覚が十分でない行政が主体となっていくべきでないとの意見も得られている。

(目標)

地域商社が核となり、首都圏等消費地のニーズを調査分析し、地域の特産物やこれら商品を生み出すまち、住民、住環境の魅力を、他と差別化し、首都圏や海外等に継続的に伝える。これにより、地域特産物の販路拡大、当地への関心を惹起することによる観光客等の増加などを通じて、地域の農林業や食品製造加工だけでなく、地域の飲食店、農林業体験など観光分野においても雇用創出をはかるとともに、これらの関連施設の整備等が進められることにより、賑わいと活力のある街づくりを行う。

また、地域商社の取組は、地域特産物の魅力を地域住民自身が改めて認識する機会となり、他とは違う特別な特産品に日常的に囲まれて暮らせる地域に居住する住民として誇りを持ち、郷土愛を醸成する。これにより地域全体の魅力が向上し、当地への U I J ターンなどによる移住・定住を促進し、地域創生につなげていく。

【数値目標】

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
地域商社が開拓した販路における 販売額（万円）	480	1,120	3,200
地域商社が開拓した販路の取引先 数	2	8	10

地域商社に参加する地域事業者数	5	3	2
-----------------	---	---	---

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本事業では、地域商社を核として、地域の特産品等の差別化を図り、首都圏等消費地における販路を確保し、農林業、商工業、飲食・小売業等での雇用拡大等による地方創生を実現する。

地域商社では、首都圏等の消費者ニーズを調査・分析し、多量少品目ではなく少量多品目の形態で、商品品質に加え、その商品がうまれたまち・ひと・環境の魅力をセットにした特別な商品として、差別化・ブランド化を進めていく。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

1 事業主体

赤磐市

2 事業の名称及び内容

（事業の名称）あかいわ地域商社による雇用と賑わいの創出プロジェクト

（事業の内容）本事業では、平成 28 年度内に民間企業等による設立を目指す「あかいわ地域商社」に対して、以下の支援を行う。

- ①地域商社の自立・安定経営を図るために必要な外部専門人材の確保に対する支援
- ②首都圏等の消費者ニーズ等に関する調査・分析に対する支援
- ③地域特産物の差別化にかかる開発経費及び販売促進のためのPR・広告経費への支援
- ④地域商社の活動拠点の確保にかかる支援
- ⑤クラウドファンディング、住民ライター養成など、地域商社と地域住民が一体感を持って、地域特産物のPRを行うための経費への支援

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

地域商社は、市内民間企業等により設立し、主に首都圏市場をターゲットに、消費者ニーズの把握と分析、これを踏まえた地域特産物の差別化と販路開拓を行うとともに、生産者等への商品企画の提案等を行う。地域商社の業務の推進にあたっては、行政のコーディネートのもと、地域の大学やIT企業等からの技術的助言等を得ていく。

行政は、地域の関係者の意見を聞いて、公募により地域商社を選定し、補助金等により必要に応じて活動の支援を行う。

生産者等は、地域商社の紹介に応じて品質の高い特産物を生産する。地域住民等は、地域の特産品等について、地域商社の活動と連携しながら、魅力のPRに努める。

【地域間連携】

地域商社で扱う商品について、本市の範囲のみでは、畜産物・水産物やその加工品等の確保は難しいことから、地域商社としてより厚み広がりのある経営を展開するため、将来的に、近隣の市町との地域間連携を模索する。

【政策間連携】

地域商社の活動を通じて、農林業の所得向上や新規就農などによる雇用創出だけでなく、新たな加工品などの開発販売等による商工業の分野での雇用創出が図られるとともに食品製造加工、飲食業に係る施設整備が進められることにより、まちの賑わいの創出が期待される。

また、地域の特産物やこれら商品を生み出す町、住民、住環境の魅力を首都圏等に発信し続けることで、地域の特産品や体験型観光を目的に当地を訪問する観光客の増加等も期待される。

さらに、地域特産物とこれを育む地域の環境について、地域住民自身の手によるの魅力・ブランド発信のみならず、観光客による情報発信を機会に、首都圏等居住者の移住定住の促進にも寄与する。

【自立性】

地域商社は、行政からは出資を行わず、民間企業等やクラウドファンディングによる出資により設立し、これにより経営の責任を明確化する。また、首都圏等への特産品の販路開拓手数料と域内食材の仲介手数料、農家レストラン等の手数料等により自立を図る。

行政は、関係者の意見等を踏まえ、「地域商社」として選定した上で、概ね3年の間、補助金等により自立を支援する。

【その他先導性】

該当なし

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

【数値目標】

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
地域商社が開拓した販路における 販売額（万円）	480	1,120	3,200
地域商社が開拓した販路の取引先 数	2	8	10
地域商社に参加する地域事業者 数	5	3	2

5 評価の方法、時期及び体制

産官学金労言民で構成する外部組織「あかいわ創生有識者会議」において、市民満足度調査の実施結果、地方版総合戦略における基本目標やKPI等の達成度等を踏まえて総合的に本事業におけるKPIの達成度の検証・評価を行う。

効果の検証と事業の見直しの結果については、ホームページ等で公表する。

6 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費

法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 55,000千円（うち非公共ハード事業 3,000千円）

上記事業費総額 55,000千円のうち、1/2の事業費に対して本交付金を充てる。

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日（3カ年度）

8 その他必要な事項

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

（1）地方創生加速化交付金（平成28年度）

- ・地域商社による農産物品質と出荷ロットの安定化を目指す「あかいわを食べよう」プロジェクト

地域商社の設立に向けた準備会議と人材育成を行うとともに、ICT を活用した果樹等の品質管理システムの実証・構築、市内の農産物輸送システムの実証・構築を行う。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組み

(1) 商工業・観光振興による賑わいと活力創出プログラム（平成 27 年度～平成 31 年度）

①産業人材の育成、②交流連携による地域産業の活性化、③周遊・滞在できる観光ルートの形成等を推進する

(2) 強い農業の確立プログラム（平成 27 年度～平成 31 年度）

①経営感覚を持った農業経営者の育成、②農産物の高付加価値化・地域ブランド化、③6 次産業化・次世代農業等を推進する

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 31 年 3 月 31 日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

市民満足度調査を実施し、産官学民で構成する外部組織「あかいわ創生有識者会議」において、赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標や K P I 等の達成度等を踏まえ、総合的に検証・評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

目標の達成状況に係る評価の時期は、平成 29 年 5 月を予定しており、赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略で設定した K P I 等の達成度の検証・評価を行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

目標の達成状況に係る評価については、市ホームページ等で公表する。